

## 長崎都市計画地区計画の決定（長与町決定）

長崎都市計画 長与ニュータウン地区計画を次のように決定する。

名 称	長与ニュータウン地区計画		
位 置	西彼杵郡長与町吉無田郷・三根郷 地内		
面 積	約 2.3 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR長与駅の南東に位置し、南側の丘陵地を背にして傾斜地に囲まれた住宅団地である。住宅団地入口からS字を描きながら上る幹線道路の沿道には戸建て住宅が建ち並ぶが、一部には空閑地も残されている。当地区への利便施設等の立地誘導を行うに当たり、地区計画を定め、周囲を取り巻く緑豊かな自然環境との調和を図りながら、そこに暮らす住民がその街の良さを共感しあい、にぎわいのある利便性と良好な居住環境の維持向上を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	良好な住宅団地としての土地利用を図ることを基本とするが、日常必需品の店舗等の立地も許容できる土地利用とし、緑豊かでゆとりある利便性の高い住宅地としての土地利用の促進を図る。	
	建築物等の整備方針	地区周辺と調和のとれた住宅地の良好な環境の形成及び保全を図るため、建築物の高さ、壁面の位置、かき・さくの構造を制限する。	
地区整備計画	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又は柱からの距離は以下のとおり。 1)道路境界まで 1.0m以上	
	建築物の高さの最高限度	10.0mとする	
	建築物の形態または意匠の制限	屋外広告物は設置してはならない。 ただし、自己の用に供するもの又は公益上やむを得ないと認めるものはこの限りではない。	
	垣又は柵の構造の制限	道路へ面する部分へ設置する垣又は柵の構造は、次の各号に掲げる構造とする。 1. 地上面の高さから0.6mを越える部分は、生垣又はフェンス等透視可能なものとする。 2. かき又はさくの高さは、地盤面の高さから1.5mを越えてはならない。	
備考			

「区域の配置は計画図表示のとおり」

理由書 別紙のとおり

S = 1:2,500

